

主要国における日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置（抜粋）

※5/15現在の状況です。状況は随時変更される可能性がありますので、詳しくはお問い合わせいただくか、外務省のホームページにてご確認をお願いいたします。

<アジア>

国名	入国の条件	入国制限措置	入国後の行動制限	備考
韓国	ヒサの取得	日本に対する査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止している 査証申請の際は、医療機関が発行の診断書（※）を提出する必要あり 診断書に加え、申請の審査では健康状態インタビューも実施される	全ての入国者に対し、健康状態質問書と特別検疫申請書の作成、入国上検疫で 発熱のチェック、韓国国内での滞在先の詳細の提出、自己診断アプリのインストールを求める 措置を実行している また、原則14日間の自宅または施設での隔離を求められる	※査証申請日から48時間以内に医療機関で検査を受け発行されたもの であり、且つ検査の内容及び新型コロナウイルス感染に関連する症状の有無が記載されているもの
中国	ヒサの取得 （※1）	日本に対する15日以内の滞在であれば査証免除措置を一時的に停止している また、これまでに発行された有効な中国査証及び居留許可による外国人の 入国を暫定的に停止する（APECビザネットワークを有する外国人も同様） 今後、新たに取得するヒサでの入国は可能	上海市・・・国外からくる全ての人に核酸検査と14日間の指定施設での隔離 北京市・・・国外からくる全ての人に14日間の集中隔离、医学観察の対象など 広東省・・・日本からの入国者に対しアパートの出入りなど、制限あり など 詳細は、外務省HP（※2）をご参照ください	※1但し、現在、大使館・領事館のヒサ発給業務は停止中 ※2 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/cn_column.html
香港	不可	海外から航空機で空港へ到着した非香港居住者は入国禁止 また、マカオ、中国本土、台湾から入境する非居住者で過去14日以内に左記以外 の海外滞在歴のある者の入国禁止 また、香港空港でのトランジットも停止	航空機で香港国際空港に到着する全ての無症状の入国者は、 シャトルバスで検体受付センターに直行し、喀痰を提出することを義務づける。 また、4月22日から、検体受付センターで喀痰を提出した後、午前中に到着する 者は結果判明まで（8時間以上）同センターに待機すること求められる、午後または 夜間に到着する者は、シャトルバスでリーカル・オリエンタル・ホテル内の検査結果待機 センターに移動し一泊することが求められる 検査結果が陰性の場合、自身で手配した手段で速やかに滞在先に行き、14日間の 強制検疫に入るか、自宅検疫中の指定日に再度喀痰を採取し、それをその日の午前中 に指定クリニックに配送しなければならない。 検査結果が陽性の場合、入院、併せて濃厚接触者である同乗者は政府指定の検疫 センターに収容される また、4月8日から、過去14日以内に湖北省に滞在歴がある者で、 深圳湾入境ポイント、港珠澳大橋入境ポイントから入境する者は、強制自宅検疫中に 喀痰を採取し、それを同日午前中に指定クリニックに配送しなければならない	
マカオ	不可	3月18日から、全ての非マカオ居住者の入国を禁止する（中国本土・香港・台湾居住 者及び外国人就労者を除く）3月19日から、中国本土・香港・台湾居住者である外国 人就業資格以外の全ての外国人就業資格者の入国を禁止する。3月25日から、中国本 土・香港・台湾居住者であって、過去14日以内に外国・地域への渡航歴がある者の入 国を禁止する。マカオ国際空港におけるトランジットを停止	3月25日から、過去14日以内に外国、香港、台湾に滞在歴のあるマカオ居住者及 び香港、台湾に滞在歴のある中国本土、香港（香港永住居民ID保持者に限 る。）、台湾居住者に対し、マカオ政府が指定した場所で14日間の医学観察を受ける ことが求められる	
台湾	許可証の取得	外国人は、居留証、外交、公務の証明、あるいはビジネス上の契約履行等の証明がな い限り、一律入国を禁止する。3月24日から当面の間、航空機のトランジットを禁止す る	14日間の自宅検疫の対象となり、自宅又は指定地点からの外出、公共交通機関の利 用は認められない（従わない場合は罰則あり。）。「自宅検疫」中、所轄の里長（町内会 長）等が毎日1、2回電話で対象者の健康状態を確認する。 5月4日から、（在宅検疫先となる）自宅等に、①65歳以上の高齢者、6歳以下 の子ども、慢性疾患患者のいずれかがいる場合、あるいは、②在宅検疫者が単独で使用 できる個室（トイレ、浴室を含む）がない場合は、入境後に防疫ホテルに入らなければな らない（従わない場合は罰則あり。）	
フィリピン	不可	全ての在外公館における新規査証発給を停止する。また、日本を含む査証免除対象国か らの入国を停止する。発給済みの査証は、3月19日時点でフィリピン国内に滞在してい る者と駐在外交官の分を除き、無効となる（ただし、フィリピン人の外国人配偶者・子弟及 び船舶・航空機の乗務員は除く。）	入国時にPCR検査を受けるとともに、入国から14日間、検疫所に指定された検疫施 設にて隔離期間を過ごすことが求められる。PCR検査結果が陰性の場合、自宅隔離と することもできる	
ベトナム	不可	全ての国・地域からの外国人の入国を停止する。 ただし、外交旅券、公用旅券所持者、その他特別な場合（※）に対しては、 必要であれば査証を発給し、それらの者に対する医療観察を実施することを約束する形をと る さらに、専門家、企業管理者、高技能労働者については、居住国の権限ある陰性証明 書を提示し、証明書に関するベトナム政府の承認を得る必要がある。 ハノイ空港、ホーチミン空港では国際線旅客便の受入れを停止する。	入国する全ての者に対し、独立した区域での検査、強制医療申告及び隔離を実施する	※①重要な外交活動に参加、従事する外国人 ②専門家、企業管理者、高技能労働者等

国名	入国の条件	入国制限措置	入国後の行動制限	備考
タイ	不可	外国人の入国を原則禁止とする ただし、労働許可証を有する外国人、外交団、国際機関の職員、政府の代表等に限 り、健康証明書（出発の72時間以内に発行されたもの）及び出発地のタイ大使館／ 総領事館が発行するレター（労働許可証を有する外国人の場合のみ）の提示があれば、 入国は可能となる	入国した者に対し、入国時に発熱及び呼吸器症状が確認された場合は、ウイルス検査を 実施する。入国時の検査で陽性の場合は、タイの医療機関で隔離・入院治療の措置をと る。陰性の場合、入国後14日間の自己観察を要請する。3月22日から、全ての国 からの入国者に対し、14日間の自宅待機を求める	
マレーシア	不可	外国人渡航者の入国を全て禁止する		
シンカホール	不可	短期滞在者の入国及びトランジットを禁止する 長期査証保有者のうち、労働査証保持者（配偶者・子等を含む）て、保健や 運輸等の公共サービスに関連する業種の労働者以外は、シンカホールへの帰国を 不可とする。その他の長期査証保持者と永住者は例外とする	全ての入国者（永住者、長期滞在者を含む。）に指定された施設での14日間の隔離 を義務付ける（罰則あり）	
インドネシア	不可 （条件付）	外国人によるインドネシア入国及びインドネシアでのトランジットを原則禁止する 例外として、一時滞在許可（KITAS）・定住許可（KITAP）を保持する外国人、外交・ 公用査証保持者、医療・食料関係者等は条件付（※）にて入国を許可		※①各国の保健当局が発行した英文の健康証明書の所持 ②新型コロナウイルス非感染地域での過去14日間以上の滞在 ③インドネシア共和国政府によって実施される14日間の隔離を 受ける用意があることの宣言
カンホシア	ヒサの取得 （※）	全ての外国人渡航者に対し、査証免除、並びに観光査証、e-visa及び到着査証の発 給を当面停止する 入国を希望する場合、海外のカンホシア大使館・総領事館等で、事前に査証を取得しな くはならない		※カンホシアに向けた渡航の72時間前以内に日本の保健当局 から発行された新型コロナウイルスに感染していないことを証明 する健康診断書、及び保険金額が5万米ドル以上の 保険証書を提示しなくてはならない
ミャンマー	不可	商用旅客航空便の着陸を禁止する また、3月19日から陸路での外国人の出入国を禁止する		
パングラディシュ	ヒサの取得 （※）	バーレーン、フータン、香港、インド、クウェート、マレーシア、モルディフ、ネパール、オマ ン、カタール、サウジアラビア、スリランカ、シンカホール、タイ、トルコ、UAE及び英国から の商用旅客機の受入れを停止する。 3月16日から、全ての外国人に対する到着査証の発給を一時停止する 尚、事前に査証を取得しなくてはならない		※新型コロナウイルス陰性を証明する健康診断書（英訳添付） 渡航72時間前に要取得。）を提出しなければならない 既に査証取得済みで今後入国する場合は、入国時に同様の 健康診断書を提出する必要はある
インド	不可	国際民間旅客航空便のインドへの着陸停止する また、全ての国境における人の入国を禁止する		

<北米>

国名	入国の条件	入国制限措置	入国後の行動制限	備考
米国	可（※）		米国疾病予防管理センター（CDC）が新型コロナウイルスに関する日本の旅行健康情 報をレベル3（不要な渡航延期勧告）に引き上げたことにより、日本から米国への入国者 は、入国後14日間、自宅等待機の上、健康状態を観察し、周囲の者と距離を置く こと（social distancing）が求められる	※ESTAでの渡航は可能ですか、ヒサ取得が必要な場合、大使館・領 事館 でのヒサ発給は一時停止中の為、取得不可
カナダ	不可	外国人の入国を禁止する（空路・海路につき6月30日まで。乗務員、カナダ市民及び 永住者の配偶者、外交官等は除く）また、新型コロナの症状のある者については入国を禁 止する。ただし、感染症状のある自国民及び永住権保持者の陸路及び海路での入国は 許可する（空路は不可。飛行機搭乗前に健康診断を実施する。）	例外的に入国する全ての者に対し、症状の有無にかかわらず、宿泊先又は指定の施設で の14日間の自主隔離を義務付ける。4月15日から、一部例外を除き、事前又は入 国時に隔離場所を含め適切な自主隔離計画を提示できない場合には、公衆衛生庁が提 供する施設での隔離を義務付ける。入国後の自主隔離場所までの移動時にはマスク又は 口を覆う物の着用を義務付ける。また、入国者は、65歳以上の高齢者や基礎疾患かあ る者等の脆弱な人々との接触を禁止する。違反した場合には最大で罰金7.5万加ドル、 禁固刑6か月の両方又はいずれかの罰則が科される また、フリテッシュ・コロンビア州に関しては、特例が設けられている（※）	※出国者及び入国者は、空港の①検査場②他人と2メートル保てな い場所③保健当局に指示された場合は非医療用マスクを着用する か、又は鼻と口を覆わなければならない。搭乗時にマスクを所持してい ない場合、旅行継続は認められない また、国外からフリテッシュ・コロンビア州に戻る渡航者は、事前又は入 国時に、オンライン又は書面による自主隔離計画の提出を義務付ける （フリテッシュ・コロンビア州政府は、事前のオンラインによる提出を推 奨）

<中南米>

国名	入国の条件	入国制限措置	入国後の行動制限	備考
メキシコ	可(※)			※規制・制限等は出ておりませんが、在メキシコ日本領事館は「日本への直行便減便等の運航状況に留意しつつ、特に旅行者・短期滞在者の皆様におかれては、早期の帰国も含めて当地滞在の継続の是非を検討してください。」としています
ブラジル	不可	3月30日から5月27日まで、全ての外国人渡航者の空路での入国を、3月19日から5月28日まで、全ての外国人の陸路での入国を禁止する		
ペルー	不可	3月17日から、陸海空の国境を閉鎖し、自国民及び居住者を除く全渡航者の入国を禁止する。		
チリ	不可	3月18日から、全ての国境を閉鎖する。チリ人及び居住者は入国を許可する。		
アルゼンチン	不可	全ての非居住外国人の入国を禁止する。		

<欧州>

国名	入国の条件	入国制限措置	入国後の行動制限	備考
英国	可		入国後14日間の自己隔離を要請。	※再感染を防ぐため、イギリスの感染の程度が低くなった場合、入国に関する条件が厳しくなる予定
フランス	不可	3月17日から新たな決定があるまで、EU、シェンゲン協定国及び英国以外の出身者（仏又はEUの滞在許可証を保有する居住者及びその家族等を除く。）は入国を禁止する。		
ドイツ	不可	3月17日から、非EU市民、非EFTA市民及び非英国市民（以下この項において第三国国籍者という）のEUへの入域を原則禁止する。ただし、長期滞在資格（Aufenthaltskarte）を有する者や、国境を越える通勤者、帰国のためのトランジット（入国を伴わない、トランジットエリア内での乗り継ぎ）を行う者等については適用除外となる。	連邦政府は入国者に対する14日間の隔離措置の実施を各連邦州に対して推奨することを決定。これを受け、各州において順次隔離措置が導入されている（各地の詳細については、こちらのリンク（在独大、在フランクフルト総、在ハンブルク総、在デュッセルドルフ総、在ミュンヘン総））をご覧ください。）。	
スペイン	不可	3月23日から5月24日まで、スペイン国民以外（日本人を含む。）は、①EU又はシェンゲン協定加盟国の居住者で自己の住居に直接向かう者、②EU加盟国又はシェンゲン協定加盟国により発給された長期査証を有する者であり、その発給国に向かう者、③国境を越えて通勤する労働者、④医療従事者、⑤商品の運搬に従事する者、⑥外交団、⑦やむを得ない事情を文書により証明できる者等以外は、入国が拒否される。	5月15日0時から、緊急事態宣言有効の間、外国からの渡航者の14日間の自宅隔離措置を実施する。	
イタリア	不可		空路・海路・鉄道・陸路での全ての入国者に対し、公共交通機関に乗る際に旅行目的、入国後の居所住所、交通手段及び連絡先を明確かつ詳細に記した宣誓書の提出を義務付けるとともに、症状の有無にかかわらず、保健当局への通報並びに宣誓書に記載した居所での14日間の自己隔離及び健康観察を義務付ける。また、症状を発症した場合に	
オランダ	不可	3月19日18時から、EU市民（英国国民を含む）及びその家族等、滞在にかかる権利が加盟国の国内法に基づいている第三国国民等を除き、入国を禁止する。	5月7日以降、成田・羽田空港等東京地域における全ての空港（All airports in Tokyo region）からオランダへ渡航する場合（第三国を経由する場合も含む）、新たな検疫措置（健康申告書の記入、オランダ到着後自宅等で14日間の自己隔離を要請する）の対象となる。なお、関西国際空港は対象外であり、オランダを経由して他国へ渡航する場合は健康申告書の記入のみ求められる。	

国名	入国の条件	入国制限措置	入国後の行動制限	備考
スイス	不可	3月25日から、リヒテンシュタインを除く全ての国に対して、原則入国を禁止する（ただし、滞在許可証保持者、就労証明所持者、運輸・通過交通は除く。）。4月16日から、スイス滞在許可者による専ら国外での買い物を目的とする出国に係る再入国に際し、罰金（100フラン）を科すことを閣議において決定。5月11日から、3月25日以前に提出されたEU・EFTA加盟国及び第三国の就業者による査証申請の審査及び、スイス及びEU・EFTA国籍者による家族の呼び寄せを再開する		
フィンランド	不可	5月14日から6月14日まで、全ての国境（陸路、国際海港、空港）において自国民及び滞在許可等を持つ外国人に加え、EU市民またはEU・シェンゲン域内に居住している者、業務のための移動、その他必要な移動に限り、外国人の入国を許可する。	入国する全ての者に14日間の自主隔離を要請する。	

<オセアニア>

国名	入国の条件	入国制限措置	入国後の行動制限	備考
オーストラリア	不可	豪州人、豪州永住者及びその直近の家族並びに同国在住のニューシラーント人を除き、全ての者の入国を禁止する（トランジットも同様に原則不可。)	全渡航者に対し、指定された施設における14日間の強制的な自己隔離を義務付ける。	
ニューシラーント	不可	3月20日から、自国民、その家族等を除き、ニューシラーントに向かう航空機への搭乗を禁止する（船舶による入国も引き続き禁止する。トランジットも原則不可とする。）。	全渡航者に対して14日間、帰国後に指定された施設における強制的な自己隔離を義務付ける。	
クアム	不可		3月31日から、クアムに空路及び海路で入国する全ての者に対し、クアム政府指定の施設において14日間の強制隔離が行われる。この措置は、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書（注：入国日から遡って72時間以内に発行されたもの。）を所持していない場合に適用される。	
サイパン	不可		3月23日から、島外からの全渡航者（北マリアナ諸島住民を含む。）は14日間の強制隔離の対象となる。	
ハワイ	不可		3月26日から、州外からの全渡航者（ハワイ州居住者を含む。）に対し14日間の自己検疫を義務づけ、違反者には、5千ドル以下の反則金又は1年以下の禁固のいずれか若しくは両方が科される。	